

関税率表解説 改正の概要(平成 17 年 6 月 1 日 施行予定)

	品 目	概 要
第 42.02 項	ハンドバッグ	外面が革製のもので、表面保護のためのプラスチックの被覆が肉眼で判別できないものは、外面がプラスチック製ではなく、革製のものとして分類することを明確にした。
第 44.18 項	床用寄木パネル	寄木パネルには、二以上の木材の板(ストリップ)を平行に結合して組み立てた、床用パネルも含むことを明確にした。
第 84.05 項	発生炉ガス発生機	発生炉ガス発生機には、燃料の不完全燃焼による方法のほか、燃料の不完全燃焼と水の分解とを組み合わせることで発生炉ガスを製造するものも含まれることを明確にした。
第 84.15 項 第 84.18 項	エアコンディショナー用の冷却装置	ヒートポンプ方式の、エアコンディショナー用の冷却装置は、エアコンディショナーの部分品ではなく、冷蔵用又は冷凍用の機器に分類することを明確にした。
第 84.25 項	ジャッキ	クレーン等を地面に固定するジャッキの解説について、英語と仏語との整合のため、仏語にない「when parked」を削除することによる改正(なお、これによる分類の変更はない。)。
第 85.31 項	液晶ディスプレイ	液晶ディスプレイのうち、電気式の音響信号用又は可視信号用の機器から除外されるものについての説明を簡潔にした。